

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル**：独禁法による不当高価格設定規制  
～法的検討枠組と経済分析からの示唆～

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者 1 氏名**：福永啓太

**所属**：アリックスパートナーズ

**報告者 2 氏名**：平山賢太郎

**所属**：平山法律事務所

### 論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

いわゆる不当高価格設定に対する各国当局による独禁法（競争法）の執行は、従前きわめて慎重であった。しかし、消費者が不当な高価格支払を余儀なくされ富が事業者へ移転するという事象を独禁法による検討の埒外に置いてしまうことには再検討の余地があるように感じられるところである。

実際、たとえば欧州では、競争法による「公正さ」の確保を重視する立場から、不当高価格設定規制が重要な課題の一つとされている。米国独禁法（シャーマン法2条）は価格設定それ自体を規制するものではないといわれているが、これは、新規参入（による価格競争）が司法機関よりすみやかに不当高価格を是正できるとか、特定の価格を超過的と判定することには困難が伴うとか、独禁法による価格規制は不当な過剰介入であるという理解に基づくものであるといわれる。しかし、これらの説明は、いずれも法的観点ではなく政策的観点から行われてきた議論にすぎないとも指摘されている（First, Harry, Excessive Drug Pricing as an Antitrust Violation (January 9, 2019). 82 Antitrust Law Journal 701 (2019)）。

欧州を中心とする各国競争当局において、近年、医薬品価格、標準必須特許ライセンス料、デジタル・プラットフォームによる価格設定など、様々な商品役務の価格設定について独禁法の観点から取り組む機会が目立つようになっている。これは、検討手法が発展し具体的事案において利用可能となったことの成果であるとみることができるし、具体的事案への適用が試みられることが検討手法の更なる精緻化や発展をもたらしているようにも感じられる。

他方で、被疑事業者とされる企業側においても、同様の観点で正当化や防御を確立することが、公正な事業活動の中核をなす適正な価格設定を守るために必要となるだろう。事業者による当該検討は、公取委から立入検査等により介入を受けた場合に必要となることはもちろんのことであるが、コストの観点や消費者・取引先からみた経済的価値の観点から常に自己検証を重ねて公正な事業活動を確保するという、平時のコンプライアンスの観点からも重要なことである。

そこで本報告では、日本独禁法のもとで利用可能な判断枠組及び経済分析の適用可能性について検討し、我が国における独禁法執行への示唆を探求することとしたい。